福島県沖を震源とする地震による被害状況等について (第6報)

1 厚生労働省における対応

(1) 2/13 23:09 厚生労働省災害情報連絡室設置

2/13 23:09 厚生労働省災害対策本部設置

2/14 10:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議

2 医療関係

- (1) 医療関係全般
 - ・EMIS を用いて各地の被害状況や DMAT 等の活動状況について情報収集中。
- (2) EMIS の運用状況 (2月15日11時00分)
 - ・災害モード 宮城県、福島県
 - ・警戒モード

青森県、山形県、徳島県

(参考:以前、災害又は警戒モードで現在通常モード)

岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、<u>東京</u>都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、<u>山梨県</u>、長野県、岐阜県、<u>静岡県</u>、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、<u>鳥取県</u>、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県

- (3) 医療機関の被害状況 (2月15日11時00分)
 - ・宮城県では、現時点で少なくとも1の医療機関の被害が継続している。 (断水1)
 - ・福島県では、現時点で少なくとも合計<u>3</u>の医療機関の被害が継続している。(その他の被害3、被害の重複を考慮した医療機関実数3)

	浸水		断水		停電		その他		備
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	考
宮城県	0	0	4	1	3	0	1	0	
福島県	0	0	1 0	0	3	0	9	3	
茨城県	0	0	0	0	1	0	0	0	
栃木県	0	0	0	0	2	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	1	0	0	0	
合計	0	0	1 4	1	1 0	0	10	3	

※宮城県及び福島県における浸水は確認の結果、<u>スプリンクラーの破損</u>による漏水のため、第3報よりその他として計上。

<既に行った対応・復旧の状況>

- 27医療機関で断水・停電等の被害が解消。
- ・医療施設等の早期の復旧を目的として、各都道府県衛生主管部(局)災害 医療主管部(課)長あてに、「令和2年度に発生した災害により被災した医 療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について(依頼)」(令 和2年7月7日付厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対 策室長事務連絡)を再周知(2/14)。

(4) DMAT の活動状況 (2月15日11時00分)

- ・全国の DMAT に対して、自動参集基準が適応され、各地で待機状態となったが、被害状況を踏まえて全国派遣については待機状態を解除。
- ・現在、福島県庁等で合計6隊が活動中

<① 活動中>

福島県 活動総数6 本部活動:6

<② 移動中>

なし

現在の活動総数(①+②)合計6隊(前回5隊)

(5) DPAT の活動状況

- ・全国の DPAT の自動参集基準が適応され、待機状態となっていたが、 9 時 40分に解除(2/14)。
- ・福島県、宮城県庁に DPAT 調整本部設置 (宮城県の DPAT 調整本部は2/15 で終了)、DPAT 事務局が情報収集活動実施。

(6) 医薬品·医療機器製造販売業、卸売販売業関係

・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

く在宅医療関連>

・在宅人工呼吸器、在宅酸素濃縮器等を製造する医療機器メーカー12社に 患者の安否確認状況、製造施設等の被害状況等について報告を依頼 (2/14)。

(7) 在宅酸素療法患者への対応について

- ・全国的に展開している在宅酸素供給装置の保守点検事業者8社に対して、厚生労働省から患者の安否の確認状況等について情報提供を依頼 (2/14)。
- 現時点では患者被害情報はなし(2/15)。

3 生活衛生・食品安全関係

- (1) 水道の被害状況
- ① 断水の状況
 - ・宮城県、福島県内の<u>3</u>事業者において、地震による影響で<u>1,830</u>戸が断水中(宮城県、福島県、茨城県、栃木県内の20事業者において最大断水戸数 *35,999戸、うち34,169戸が解消済み)。
 - ※各市町村の最大断水戸数の合計
 - ・断水中の市町村において、応急給水を実施中。応急給水に当たっては、(公社)日本水道協会及び自衛隊が支援。
 - ・引き続き、情報収集に努める。

県・市町村	断水戸数	(戸)	断水	沖宇笠の 427
• 事業者名	最大	現在	期間	被害等の状況
【宮城県】				
やまもとちょう 山元町	2, 900	900	2/13~	・配水管の破損による断水
70.4				・応急給水実施中
【福島県】				
相馬地方広域	630	630	2/14~	・送配水管の破損による断水
水道企業団				・応急給水実施中
しんちまち (新地町)				
てんえいむら 天栄村	300	300	2/13~	・配水管の破損による断水
				・応急給水実施中
断水解消済み				
【宮城県】				
石巻地方広域	10	0	2/14	・配水管の破損による断水(復
水道企業団				旧済み)
(石巻市)				

大崎市	16	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
仙台市	82	<u>0</u>	2/14~ <u>15</u>	・配水管の破損による断水 <u>(復</u> <u>旧済み)</u>
丸森町	700	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復 旧済み)
蔵王町	100		2/13~14	・配水管の破損による断水(復 旧済み)
大河原町	136	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
【福島県】				
いわき市	84	<u>0</u>	2/13~ <u>14</u>	・配水管の破損による断水 <u>(復</u> <u>旧済み)</u>
福島市	126	<u>0</u>	2/13~ <u>14</u>	・配水管の破損による断水 <u>(復</u> <u>旧済み)</u>
南相馬市	16, 124		2/13~14	・配水池の緊急遮断弁作動に伴 う断水(復旧済み)
白河市	76		2/13~14	・配水池の破損による断水(復 旧済み)
本宮市	57	0	2/13~14	・配水管の破損による断水(復旧済み)
こまりまち 桑折町	4, 000	<u>0</u>	2/13~ <u>14</u>	・配水管の破損等による断水 <u>(復旧済み)</u>
今次 大吹町	95	<u>0</u>	2/13~ <u>14</u>	・配水管の破損等による断水 <u>(復旧済み)</u>
【茨城県】				
かすみがうら市	<u>10, 153</u>	0	2/13~14	・ <u>停電による断水</u> (復旧済み)
【栃木県】				
那須町	<u>50</u>	0	2/14	・送水管の破損による断水(復 旧済み)
^{もてぎまち} 茂木町				
	200	0	2/13~14	・停電による断水(復旧済み)
。 芳賀中部上水	160	0	2/13~14	・停電による断水(復旧済み)
道企業団				
合計	35, 999	1, 830		

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

宮城県富谷市で1箇所、山元町で2箇所、福島県郡山市で5箇所、いわき市で14箇所、相馬市で1箇所、二本松市で4箇所、伊達市で4箇所、

本宮市で3箇所、川俣町で3箇所、楢葉町で1箇所、新地町で2箇所、飯 舘村で1箇所において壁の亀裂等の被害があったが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。

また、宮城県山元町で2箇所、断水があるが、給水車で対応中。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児·者関係施設の被害状況

宮城県仙台市で1箇所、登米市で1箇所、山形県米沢市で1箇所、福島県相馬市で4箇所、南相馬市で1箇所、白河市で1箇所、伊達市で1箇所、二本松市で1箇所、本宮市で1箇所において壁の一部破損等の被害があったが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

宮城県仙台市で5箇所、福島県いわき市で4箇所、南相馬市で1箇所、 競石町で1箇所において壁の亀裂等の被害があったが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、被害状況の確認を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼(2/13)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(2/14)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(2/14)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

宮城県、福島県に対し、保健活動に関する状況の確認と連絡体制の確保を要請(2/14)。引き続き情報収集に努める。

O 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

- ・2月14日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- ・2月14日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- ・2月14日付 「管轄避難所等情報の記録様式について」(令和3年2月 14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- 〇 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所における被災者の健康 管理を行う保健師等や災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣調整 が必要となった場合の厚生労働省の連絡先について事務連絡を送付。
 - ・2月14日付「保健師等の災害時における応援派遣の調整依頼について」 (令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
 - ・2月14日付「「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT) の災害時における派遣の調整依頼について」(令和3年2月14日付け健康局健康課地域保健室事務連絡)
- 〇 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所における新型コロナウ イルス感染症の対応を周知。
 - ・令和2年5月21日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付府政防第939号、消防災第87号、健感発0521第1号)

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

- (1) 薬局、薬剤師
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- (2) 輸血用血液製剤関係
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- (3) 毒物劇物関係
 - 現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、

利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(2/14:福島県)

- 〇 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について 災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者や その家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ず るよう要請(2/14:福島県)
- 〇 市町村が障害者(児)についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知(2/14:福島県)

8 児童福祉関係

- (1) 利用者関係
 - 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の 配慮を要請(2/15)。
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子 保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治 体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等や むを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し 支えないこと
 - ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者に ついて、保育料の減免ができること等
 - 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災 害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供 (2/15)。
 - 〇 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請(2/15)。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など 健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

○ 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設(派遣元施 設)において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職 員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及 び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。 (2/14)

○ 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(2/14)

<u>(3)</u>その他

- O 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の 事項について特段の配慮を要請。(2/14)
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の 配慮を要請。(2/15)
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措 置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

9 介護保険関係

- (1) 利用者関係
 - 被災した要介護高齢者等への対応について

各都道府県及び被災市町村に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、地方自治体の判断において利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(2/14)。

また、各都道府県及び被災地市町村に対して、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(2/14)。

10 医療保険関係

- 〇 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(2/14)。
- ※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和3年2月14日付け保険局医療課事務連絡)を送付 (2/14)。

- 〇 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
 - ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和3年2月14日付け保険局保険課事務連絡)を送付(2/14)。
- 〇 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)· 一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料 (税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和3年2月14日付け厚生 労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(2/14)。
 - ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 〇 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「令和3年福島県沖を震源とする地震による後期高齢者医療制度の一部負担 金及び保険料の取扱いについて」(令和3年2月14日付け保険局高齢者医療課 事務連絡)を送付(2/14)。
- 〇 公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡。
 - ※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和3年2月14日付け関係課連名事務連絡)を送付(2/14)。

11 労働関係

- (1) 労災保険
 - 〇 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示 (2/14 (福島))。
 - ・労災保険給付の請求について、事業主証明が受けられなくとも請求書を 受理する等の手続きの簡略化
 - ・事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等の実施

- (2) 社会復帰促進等事業関係
 - 〇 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示 (2/14(福島))。
 - ・今回の災害による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を 余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡 略化

(3)勤労者生活関係

労働金庫

・通帳等のない場合の預金引出し、定期性預金の満期日前の支払についての 相談等について東北労働金庫ホームページにて周知(2/14)。

12 雇用関係

- (1) 雇用保険
 - ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示(2/15)。 (事務連絡「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該 事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例 措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

13 厚生局及び労働局の状況等

- (1) 厚生局
 - ・現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 労働局

・現時点で、福島労働局職員の6人が軽傷、宮城労働局の庁舎で天井の損 壊等の被害あり。引き続き情報収集に努める。

以上